

緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の発生に際し、緊急災害時動物救援本部による活動をさらに円滑に推進するために救援推進部を設置する。

(組織)

第2条 緊急災害時動物救援本部事務局内に救援推進部を置く。

2 救援推進部に部長1名、部員1～2名を置き、それぞれ本部長が任命する。

(所掌事務)

第3条 主に災害によって発生した動物救援を円滑に推進するため、資金援助、資材援助、人材援助に関することとする。但し、資材、人材については他との共管とする。

(資金援助の方法)

第4条 資金援助の方法は、下記の各号による。

- (1) 資金援助は、所定の書式に基づく申請によって実施される。
- (2) 申請区分は、下記のとおりとし、申請が競合する場合は、序列による。
 - A. 現地救援本部（NGO・NPO+地方自治体）
 - B. 動物関係 NGO・NPO（地方自治体による申請意見書を要添付）
 - C. 動物関係 NGO・NPO（緊急災害時動物救援本部構成団体による申請意見書を要添付）
- (3) 交付金額は、原則として下記のとおりとする。

前号Aの場合 1口200万円とし、3口以内とする。

前号Bの場合 1口100万円とし、3口以内とする。

前号Cの場合 1口50万円とし、3口以内とする。
- (4) 対象動物は、原則として家庭動物とする。
- (5) 交付決定日より6ヶ月以内に事業報告書及び決算報告書を提出すること。
- (6) 決裁区分は、本部長による。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、救援推進部に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に諮って、これを定める。

附則

1. この要綱は、平成23年4月4日から施行する。